

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の特例の事務取扱について定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則（令和7年新潟市規則第2号。以下「規則」という。）附則第2項の学校給食費等の額に係る特例（以下「特例」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、新潟市学校給食費等の管理に関する条例（令和6年新潟市条例第9号）及び規則において使用する用語の例による。

(特例における学校給食費の額)

第3条 この特例における学校給食費の額については、次の表のとおりとする。

区分	学校給食費等の額 (1食当たりの額)	
	夏季休業日まで	夏季休業日後
中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒	59円	392円
中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒 と同等の学校給食の提供を受ける者	75円	408円
中等教育学校の後期課程の生徒	75円	453円
中等教育学校の後期課程の生徒と同等の学 校給食の提供を受ける者	75円	453円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食等の提供を受ける者について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他の市長が特別の事情があると認める場合における学校給食費等の額は、新潟市学校給食費等の管理に関する要綱の例による。

(特例における学校給食費等の納付額)

第4条 この特例における学校給食費等負担者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

(1) 規則別表第2に掲げる第1期から第4期までの各期 前条第1項表の学校給食費等の額（以下「1食当たりの額」という。）（夏季休業日までの欄）に一の年度に学校給食等を実施する予定の回数（以下「実施予定回数」という。）を乗じて得た額を9で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額（以下「月ごと納付額1」という。）

(2) 規則別表第2に掲げる第5期から第8期までの各期 1食当たりの額（夏季休業日後の欄）に実施予定回数を乗じて得た額を9で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額（以下「月ごと納付額2」という。）

(3) 規則別表第2に掲げる第9期 1食当たりの額(夏季休業日までの欄)に夏季休業日までの間に学校給食等を実施した回数に乗じて得た額と1食当たりの額(夏季休業日後の欄)に夏季休業日後の学校給食等を実施する回数に乗じて得た額を合算した額から、月ごと納付額1に4を乗じて得た額と月ごと納付額2に4を乗じて得た額を合算した額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、臨時又は不定期に学校給食等の提供を受ける者は、学校給食費等の額に学校給食等の提供を受けた回数(学校給食等の提供を受けない場合であっても、学校給食費等を徴収すべきものとして市長が認めるものの回数を含む。)を乗じた額を納付しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。